

真岡市商工振興資金 FAQ

令和8年度版

真岡市商工振興資金 FAQ

No	事項	問	答	備考
1	融資の対象	登記上の事業所の所在地が真岡市で、実際の事業の場所が市外の場合、対象になるか。	「市内で1年以上同一事業を営むこと」が条件であるため、対象にならない。事業の実態がどこにあるかで判断する。 市外の事業者が真岡市で事業をしている場合は融資の対象とする。	
2	融資の対象	真岡市に登記上の事業所があり、事業も1年以上営んでいるが、市外に営業所を新設したい。融資の対象となるか。	「市内で1年以上同一事業を営むこと」という条件に該当するが、資金用途を市外の事業所で必要とする資金に限っており、対象とならない。	
3	融資の対象	市外に登記上の事業所があり、真岡市内に営業所を新設したい。融資の対象となるか。	資金用途を市内の事業所で必要とする資金に限っているが、「市内で1年以上同一事業を営むこと」という条件に該当しないため、対象とならない。	新規設問 (R8)
4	融資の対象	外国人は対象になるか。	在留資格があり、継続的に日本に滞在することが可能で、1年以上同一事業を継続している事業所であれば外国人であっても対象である。	
5	融資の対象	融資の条件として市税が完納していることとあるが、市税を分割して納付をしている場合はどうか。	市税を分納している場合は該当しない。	
6	融資の対象	個人で1年以上事業を営んでいるが、その後、法人化になり1年未満だが、借入れ可能か。	事業の継承とみなすため、融資可能である。但し、通常の添付書類のほか登記簿謄本・過去2年分の確定申告書の写しが必要となる。	
7	借換	借入金を整理するため、運転資金への借り換えは可能か。	市商工振興資金(運転・設備)についてのみ可能。 その他、コロナ資金から緊急経営対策資金への借換も可能。	

真岡市商工振興資金 FAQ

8	条件変更	融資の条件を変更する場合、市へどのような手続きをしたらよいか。	市への事前連絡は不要。保証協会での手続き後、保証条件変更申込書又は保証協会からの条件変更決定通知の写しを市に提出する。	
9	条件変更	条件が変更になり、追加保証料があった場合、追加分も補助の対象になるか。	完済後補助方式のみ対象となる。現在の融資実行時補助方式では対象とはならない。	
10	設備資金	設備資金で、駐車場用地として土地の購入は可能か。	令和5年度より土地購入(投機は例外)が振興資金の対象となる。駐車場のフェンスや舗装も対象となる。(償却資産など)	
11	設備資金	設備資金で、自動車の購入時の税金までみて見積もりを出していいか。	可能である。	
12	設備資金	設備資金の場合、見積書及びカタログは必ず添付する必要があるか。	原則、設備資金を利用する場合は必ず添付する。但し、購入する車両等が中古のためカタログがない場合は、インターネットで同じ型番の者を添付もしくは写真等をカタログ代わりに添付する。	
13	設備資金	設備資金で、3,5,7 ナンバーの車両を購入する場合、購入理由書は必ず添付する必要があるか。	原則、3,5,7 ナンバーの車両を購入するかつ借入額が300万を超える場合は必ず添付してください。上記に該当しない場合であっても、車両によっては提出を依頼することもあります。	
14	設備資金	設備資金を着工後に申請するのは可能か。	着工後でも融資対象とする。	
15	設備資金	主たる事業のほかにアパートを経営しており、太陽光発電装置を取り付けたいが、設備資金の対象となるか。	不動産所得として申請しているのであれば対象となる。	
16	設備資金	真岡市内に店舗や登記を有する事業が市外に新店舗を出店する場合に係る資金は設備資金の対象になるか。	市外の事業所に係る資金は対象とならない。	

真岡市商工振興資金 FAQ

17	創業資金	飲食店の創業資金(運転・設備)の案件で、食品営業の許可申請をするために設備(店舗改装)の事前着工は可能か。	保証協会に照会の結果、基本、事前着工は認められない(保証できない)。 この場合は、融資実行後に食品営業の許可申請し、後日、許可書の写しを市と保証協会へ提出することとなる。なお、手付金も事前着工と見なす。	
18	創業資金	既に事業を営んでいる事業者が新業態を始めるために係る資金は創業資金の対象になるか。	既に別の事業を営んでいる場合は創業資金の対象外となります。新業態の店舗開設に係る費用等は一般の設備資金の対象となる。	
19	創業資金	休眠企業が休眠期間を経て、従来の事業を再開することなく新事業を開始した場合、創業資金の対象になるか。	対象にならない。休眠していた企業が新事業を行うために必要になる資金は設備資金の対象となる。	
20	条件変更	返済期間の延長は可能か。	融資期間内(運転7年、設備10年まで)に加算して5年を最長として、延長を可能とする。	
21	提出書類	代表者が市外の場合、完納証明書は省略可能か。	省略は不可である。	新規設問 (R8)
22	審査期間	市への融資斡旋依頼書を提出してから、審査はどのくらい期間がかかるのか。	500万以下の融資は、翌開庁日の午後1時以降に交付。 ただし、500万を超えるものおよび創業資金に関しては、審査会にかける都合上、1週間から10日程度かかりますので、余裕をもって提出をお願いします。	
23	緊急経営対策資金	緊急経営対策資金の要件である売上不振は具体的にどの程度か。	最近1ヶ月の売上高等が前年又は前々年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が3%以上減少する見込みであるもの。 算出方法については、申請書類の「営業状況確認書」を確認されたい。	